

このたびの令和6年能登半島地震により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申しあげます。NHKでは、みなさまの生活に少しでもお役に立てるよう、今後も生活に密着した正確な情報をお届けすることに努めてまいります。

令和6年能登半島地震による被害における、放送受信料の免除について、次のとおり実施させていただきます。

	免除の範囲	免除の期間
(1)	災害救助法が適用された区域内において半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約	令和6年1月から令和6年6月まで 〔6か月間（4か月間延長）〕
(2)	災害救助法が適用された区域内において、災害対策基本法に基づく避難の指示または退去命令を継続して1か月以上受けている方の放送受信契約	令和6年1月から令和6年6月まで 〔6か月間〕 ただし、令和6年7月1日時点において、引き続き災害対策基本法に基づく避難の指示または退去命令を受けている場合は、その解除された日の属する月の翌月まで

(1)、(2)ともに該当する場合は、(2)として取り扱うものとします。

免除の手続きについて

- 免除に該当される場合は、お手数ですが「放送受信料免除申請書」に「り災証明書の写し（コピー）」を添えて、下記までお送りください。
- 既にお支払い済みの場合は、お支払い済みの期間を6か月間繰り下げさせていただきます。（返金を希望される場合は別途下記までご連絡ください。）
- ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

「り災証明書」のお送り先・免除に関するお問い合わせ先
福井放送局経営管理企画センター 〒910-8680 福井市宝永3-3-5
(0776) 28-8855（平日／午前10時～午後5時）

きりとり

放送受信料免除申請書

日本放送協会 宛

「令和6年能登半島地震」による被害を受けたため、日本放送協会放送受信料免除基準第1項（8）に該当しますので、申請します。

ご契約者名		電話番号	
ご契約住所（り災場所）			
転居されている場合は その転居先住所			

《個人情報の利用目的》記載していただいた個人情報は、次の目的で利用します。1. 受信料の契約・収納活動（割引の適用要件や解約に該当する事実の確認等を含みます） 2. 免除基準の適用 3. 放送の受信に関する相談業務およびNHK共聴の維持・運営業務 4. 放送やイベントのお知らせ 5. 放送文化・普及・受信に関する調査へのご協力をお願い